様式第１（第６条，第13条関係）

特定計量器修理事業届出書

平成24年 3月 7日

千葉県計量検定所長　殿

届出者　東京都葛飾区東金町6－21－16

日振工発株式会社

代表取締役　中田　幸宣

下記により，計量法第40条（第46条）第１項の特定計量器修理事業を届け出ます。

千葉県 計量検定所 24. 3. 7 収受

記

１　事業の区分の略称

自動車等給油メーターおよび小型車載燃料油メーター

２　当該特定計量器の修理をしようとする工場又は事業場(事業場)の名称及び所在地

工　場：日振工発株式会社 千葉工場

所在地：千葉県白井市河原子天神後259-1

３　当該特定計量器の検査のための器具，機械又は装置であって，計量法第40条（第46条）第１項第４号の経済産業省令で定めるものの名称，性能及び数

名　　称	器　数	器物番号	最大数量	最小数量
液体メーター用基準タンク 5L	1	1230	5.1L	4.9L
液体メーター用基準タンク 5L	1	565	5.1L	4.9L
液体メーター用基準タンク 10L	1	3111	10.4L	9.6L
液体メーター用基準タンク 10L	1	567	10.4L	9.6L
液体メーター用基準タンク 20L	1	4003	21.0L	19.0L